

静岡県告示第807号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「三菱UFJ信託銀行静岡支店」を削る。

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社浜松支店の項所属の公金収納店の欄中「三菱UFJ信託銀行浜松支店」を削る。

2の(3)のエの表三菱UFJ信託銀行静岡支店の項及び同表三菱UFJ信託銀行浜松支店の項を削る。

附 則

この告示は、令和3年10月23日から施行する。